



新型コロナ対策で実現しました

1人10万円の給付金

申請方法について、ご相談にのります！

申請書は大阪市から郵送されます。対象は住民基本台帳に記載されている全員(外国人も含む)です。生活保護世帯にも給付され、収入認定されません。申請期日は受付開始から3ヶ月以内です。

申請方法や「身分証明書」などについてわからないことがあれば、一人で悩まず西淀川生活と健康を守る会(06-6474-4084)へお電話ください。手続き完了まで、丁寧に援助します。

新型コロナ感染拡大のもとで活用できる、そのほかの制度

市営住宅家賃の減額、減免

コロナ禍のもとで収入が減少した世帯への家賃減額・減免。適用期間は3ヶ月。条件は政令月収が10万4000円以下の世帯。期限は令和3年3月まで。

持続化給付金

事業者向け給付金。法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に昨年1年間の売り上げからの減少分を給付。給付条件は1ヶ月の売り上げが前年同月50%以上減収の事業者。

子育て世帯への臨時給付金

対象は児童手当の受給者。1児童につき1万円。申請は不要。生活保護世帯にも給付、収入認定の必要なし。

大阪府・休業要請給付金

休業要請に応じた事業所むけ給付金。支給額は中小企業100万円、個人企業主50万円。対象条件①令和2年3月31日以前に開業していること②本社・事業所が大阪府内で施設を全面的に休業③食事提供施設は午前5時～午後8時まで短縮協力④令和2年4月の売り上げが前年同月比50%の減。受付期間5月31日まで

総合支援金

コロナ禍のもとで、生活の維持が困難になった人に対する特例貸付。対象は失業、収入減で生活が困窮した個人。2人以上世帯は20万円以内。単身世帯15万円以内。無担保・無保証人。返済の据え置き期間1年以内。償還期間10年以内。住民税非課税以下の世帯は返還免除あり

生活保護

生活保護制度は憲法25条に基づく国民の権利です。活用できる資産がなければ、年金、給与・事業収入があっても生活保護基準を下回っていれば、年齢や働ける、働けないに関係なく申請することができます。

このほかにも、融資・給付金制度、国保料・介護保険料の減免制度、就学援助、水道料金の免除、電気・ガス料金の支払い猶予など、活用可能な制度があります。お気軽にご相談ください。

西淀川生活と健康を守る会 西淀川区姫島4-6-7 TEL06-6474-4084